福岡市ビデオ通話を利用したオンライン手話通訳事業利用規約

福岡市（以下「市」という。）は、ビデオ通話を利用したオンライン手話通訳事業（以下「本サービス」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を定め、本規約に基づき本サービスを提供します。本サービスを利用する方（以下「利用者」という。）は本規約に同意するものとします。

第１条 本サービスの提供

（１）本サービスの提供日及び提供時間

平日（土日、祝日、年末年始を除く。）の午前１１時から午後４時までとします。

（２）市対応者

本サービスは、市が実施するものとし、区役所在籍のろうあ者相談員及び設置手話通訳者等が在庁時に対応します。

第２条 本サービスの内容

（１）本サービスの内容

① 本サービスは、手話を必要とする方へ、ビデオ通話機能を利用し、市対応者との通話を提供します。

② 内容は、区役所への簡易的な問い合わせとし、電話リレーサービスや緊急通報（警察、消防、救急等の連絡）の対応を行うものではありません。

③ 問い合わせの内容によっては、区役所への来所をお願いする場合があります。

④ 区庁舎以外の場所へ手話通訳者の派遣が必要な時は、従来通り手話通訳者派遣（聴覚障がい者情報センタ-＜http://c-fukushin.or.jp/information-center＞）の申請を行ってください。

（２）禁止行為

本サービス利用において次に掲げる行為、通話を禁止します。

① ビデオ通話の録画、録音等電子的記録を行う行為

② 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの

③ 公序良俗に反する内容や、違法性が高い内容と市が判断したもの

第３条 本サービスの利用対象者

本サービスの利用できる者は、福岡市内に居住する聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者で主に手話で会話を行う方とします。

第４条 利用登録等

本サービスの利用登録をするとき、登録した内容を変更するとき、または利用を停止するときは、その内容をビデオ通話を利用したオンライン手話問い合わせ事業登録等申請書（様式第１号）にて申請しなければなりません。

第５条 利用するアプリケーション

本サービスに利用するアプリケーション（以下「アプリ」という。）は、Zoomとし、利用者は自らそれらが利用できる環境を整えるものとします。

アプリの設定及び利用は、各アプリの利用規約に基づき、利用者の負担及び責任にて利用するものとし、市は、アプリの機能、安全性について保証しないものとします。

第６条 利用料

本サービスの利用料は無料とします。ただし、本サービス利用に必要な利用者側の環境（機器や通信料等）は、利用者が負担するものとします。

スマートフォン等からの本サービスの利用は、通信料が高額になる場合がありますのでご注意ください。

第７条 その他

（１）本サービスは、次の事情がある場合において、提供ができない場合があります。

① 通信状況が悪い場合

② 市対応者が区役所へ来所された方の対応中、または外勤中など不在の場合

③ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合

（２）本サービスは、手話でのビデオ通話以外のお問い合わせは受け付けておりません。電話やファックス、メールによるお問い合わせは、各区役所担当課へお願いいたします。

（３）本サービスの提供日時以外や市対応者が不在等、通話ができない時に着信があった場合、市からの折り返しはできません。